

国土交通省	自動車事故対策機構
-------	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等
01 被害者援護業務	-	-	-	-	-
02 安全指導業務	安全指導業務の見直し	22年度から実施	適性診断事業及び指導講習事業については、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間への業務移管を進める。 具体的には、適性診断事業については、更に民間参入を拡大するための目標を策定し、自治体の協力も得つつ、民間への業務移管を進める。指導講習事業については、自治体の協力も得つつ、民間参入を促進するための取組を行い、民間への業務移管を進める。	2a	適性診断事業及び指導講習事業については、平成22年6月30日付で安全指導業務の実施に関する民間参入の促進について、自動車運送事業者団体に対し通知、公表しており、これ以降、新たに7事業者が適性診断事業に参入している（平成24年7月1日現在）。 また、民間参入を拡大するために、安全指導業務の実施者に係る認定基準の見直し等を平成24年4月16日付で行い、同日付で自動車運送事業者団体等に対し通知した。 さらに、今後5年間（平成28年度末まで）で認定事業者を全国で50事業者程度とすることを目標とし、民間参入の促進を一層図るため、平成24年4月から5月にかけて全国9ブロックにおいて、自動車運送事業者等に対する説明会を実施した。
03 自動車アセスメント	自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管	23年度から実施	平成23年度においては、交通安全環境研究所への移管について、交通安全環境研究所の施設改修の必要を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。	2a	平成23年度においては、自動車アセスメント事業における各試験項目について、施設改修の必要を把握するとともに、施設改修が必要な試験項目については改修に係る初期投資とランニングコストについて外部委託費用との比較を行ったところであり、今後、制動性能試験等費用削減に資すると見込まれるものについては、交通安全環境研究所の施設を活用する方向で具体化を進めていく。 平成24年度以降においては、自動車アセスメント事業の移管について、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において「交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人に移管」とされたことを踏まえ、所要の検討を進めている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	
04 事務所等の見直し	支所の合理化	22年度以降実施	経費削減の観点から、事業規模に応じた賃借料の削減の取組を進めるとともに、安全指導業務における民間参入の状況に応じて、支所の合理化を進める。	2a	i-NATS（ネットワーク端末機）の導入に伴い、導入支所のレイアウト見直しにより生じた事務室、倉庫等の余剰スペースを返還し、また、事務所賃借料の値下げ交渉等を実施することで、平成21、22、23年度に賃借料を137,902千円、事務所スペースを1,396㎡削減した。 また、①支所等間で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに支所の合理化を図る。